

雇用動向について（平成19年4月：「毎月勤労統計調査」）

1 賃金の動き

1人平均の月間の現金給与総額は、全規模の調査産業計で262,058円（前年同月比1.1%増）となりました。

所定内給与は、233,753円（同2.2%減）となり、所定内給与と所定外給与をあわせた、きまって支給する給与は、251,950円（1.4%減）となりました。特別に支払われた給与は10,108円となり、実質賃金は1.3%増加しました。

産業別に、きまって支給する給与を見ると、増加したのは、複合サービス事業（10.1%増）、飲食店・宿泊業（同3.7%増）等でした。

一方、減少したのは、建設業（同6.4%減）、教育・学習支援業（同4.9%減）等でした。

2 労働時間の動き

1人平均月間実労働時間は、全規模の調査産業計で156.4時間（前年同月比0.2%増）となりました。そのうち、所定内労働時間は145.5時間（同0.1%増）、所定外労働時間は10.9時間（同1.2%増）となりました。

産業別に所定外労働時間をみると、不動産業の11.7時間（同243.6%増）、サービス業（他に分類されないもの）の13.9時間（同80.3%増）などが増加し、逆に減少したのは、建設業の9.4時間（同21.7%減）、運輸業の33.0時間（同17.1%減）となりました。

3 雇用の動き

常用労働者は、全規模の調査産業計で1,615,518人（前年同月比1.8%増）となりました。そのうち、パートタイム労働者は、411,555人で、25.5%（男性労働者のうち13.0%、女性労働者のうち41.3%）を占めています。

また、産業別にパートタイム労働者の占める割合を見ると、飲食店、宿泊業の77.3%をはじめ、卸売・小売業の38.2%、サービス業（他に分類されないもの）の25.6%が高い比率を占めています。

* 産業別比較においては対象事業所が少ない鉱業を除いています。

（注）1. 日本標準産業分類の改定に伴い、平成17年1月から新産業分類に基づく集計結果を公表しています。

2. 増減率はすべて前年同月比であり、原則指数を用いて計算していますが、指数が作成できない産業では実数で計算しています。

- ・ 指数で計算した産業...調査産業計、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業
- ・ 実数で計算した産業...上記以外の産業

項目	調査産業計		
	実数	前月比(%)	前年比(%)
現金給与総額 (円)	262,058	1.4	1.1
きまって支給する給与 (円)	251,950	1.1	1.4
総実労働時間 (時間)	156.4	2.6	0.2
所定外労働時間 (時間)	10.9	3.8	1.2
常用労働者 (人)	1,615,518	1.7	1.8
パートタイム労働者 比率(%)	25.5	0.2	0.4

語句の解説

- * 所定内給与
きまって支給される給与のうち時間外手当、休日出勤手当、深夜手当等、所定外給与以外のもの
- * 所定外給与
所定の労働時間を超える労働に対して支給される時間外手当、休日出勤手当、深夜手当等
- * 実質賃金
名目的な賃金の増減に消費者物価の変動を考慮したもので、労働者の実質的な購買力を示したものである
- * 所定内労働時間
事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間
- * 所定外労働時間
早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間
- * 常用労働者
期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者